

答 申 書

令和6年10月23日

相模原市子どものいじめに関する審議会

目 次

1. はじめに	1
2. 会議の開催経過	2
3. 提言	3
4. 資料	
相模原市子どものいじめに関する審議会委員名簿	7
相模原市子どものいじめに関する審議会規則	8

1. はじめに

相模原市子どものいじめに関する審議会（以下「審議会」という。）は、いじめ防止対策推進法第14条第3項の規定に基づき設置された相模原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として設置されています。

審議会では、いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策について、教育委員会の諮問に応じ、調査審議し答申することなどとなっています。

審議会の委員は、医師、学識経験のある者、法律に関し知識経験を有する者、子どもの発達及び心理に関し知識経験を有する者、市内の公益的活動を行う団体から推薦された者、市の住民、関係行政機関及び関係法人の職員の12名で構成され、教育委員会から諮問された事項について、各委員がそれぞれの立場・知見から広く審議を行ってきました。

これを踏まえ、相模原市いじめ防止基本方針に定めるいじめ防止等の取組が実効的に機能しているか、教育委員会から提示された資料及び説明に基づき、審議の結果を取りまとめ、答申書として提出するものです。

2. 会議の開催経過

(1) 諮問事項

令和6年7月16日付けで、教育委員会から審議会へ次の事項が諮問されました。

- (1) 市が令和5年度に実施したいじめ防止等の施策の実施状況の検証について
- (2) 市立小中学校等が令和5年度に実施したいじめ防止等の施策の実施状況の検証について

(2) 審議会の開催経過

審議会は、教育委員会からの諮問を受け、令和6年7月に開催した第1回審議会及び令和6年9月に開催した第2回審議会の計2回の会議で審議を行いました。

第1回審議会 令和6年7月16日（火）

開催場所：相模原市南区合同庁舎 3階 講堂

第2回審議会 令和6年9月5日（木）

開催場所：相模原市南区合同庁舎 3階 講堂

3. 提言

諮問事項1

市が令和5年度に実施したいじめ防止等の施策の実施状況の検証について

(1) いじめの未然防止

ア 教職員研修の充実

いじめの防止等に関する教職員の理解を高めていく必要があり、特に新任教諭については、いじめ防止等に特化した研修を年度の早い段階で実施し、理解することが重要である。更に、時代とともにいじめの定義や様態が変化することや、教職員の言動によりいじめを誘発することもあると考えられるため、初任者以外の教職員に対するいじめや生徒理解に関する研修の充実も必要である。

イ 人権教育の更なる推進

人権は、生まれながらに誰にもある権利であり、いじめを受けることにより、教育を受ける権利のみならず、生きる権利さえ侵害され、重大事態に発展する場合もある。

市においても、児童生徒の人権に関する意識や感覚が高まるよう、啓発資料を配布する際の効果的な取組について、引き続き学校に提供するとともに、啓発資料の活用状況等について検証を行い、より実効的な取組につながるようにする必要がある。

更に、教職員の人権意識を高めることが、児童生徒との関係性が向上し、いじめの相談がしやすい環境につながるため、教職員への人権研修を充実させることが必要である。

ウ 発達に課題のある児童生徒への支援

いじめに関係する児童生徒の背景には、人間関係や家庭環境等、様々な要因が考えられるため、日頃から子ども達の状況について把握し、各々の状況を鑑みながら指導・支援をする必要がある。

特に、発達に課題がある児童生徒については、行動面やコミュニケーション等の課題が要因でいじめに巻き込まれることもあり、「発達障害のある子どもの理解と支援の手引き」等を活用しながら、環境調整や代替行動の提示など、個に応じた具体的な支援が進められるよう、教職員への周知・活用を工夫することについて見直していただきたい。

(2) いじめの早期発見

ア 相談体制の充実及び学校との連携

市において、様々な機関で相談ダイヤルを設置し、児童生徒のいじめの相談に対応しているところであるが、そもそも現代の子ども達は、SNS等をコミュニケーションツールとして利用している。このため、電話相談に抵抗がある子ども達もいると考えられるため、メールによる相談等、電話以外でも相談できることを、小中学校等のホームページにリンク掲載を行う等、相談窓口についての更なる周知を行うとともに、SNSを使った相談窓口の充実に努める必要がある。

また、児童生徒がいじめの相談がしやすくするように、SOSの出し方に関する教育について、引き続き取り組んでいただきたい。

更に、いじめの相談を受けた各機関においては、個人情報の扱いを踏まえながら、適切な連携を図っていただきたい。

(3) いじめへの対処

ア いじめを受けた児童生徒への支援

不登校には、いじめを含めた複合的な要因が挙げられる。いじめを受けた児童生徒に対する学習の保障をはじめ、個々の状況に応じた適切な支援について、教育委員会と学校が連携していくため、青少年教育カウンセラーやスクールソーシャルワーカーもいじめに関する理解を深める必要がある。

イ いじめを行った児童生徒への指導

いじめ事案において、いじめを受けた児童生徒を守ることが最優先であるが、いじめを行った児童生徒に対する確実な指導を並行して行うことが、いじめの再発防止につながっていく。市としても、いじめを行った児童生徒に対するアセスメントや健全育成を図るために、警察等の諸機関との連携などを積極的に行う必要がある。

(4) その他

ア 教員が児童生徒と向き合える環境の確保

教員の業務量の多さに加え、教員不足から児童支援専任教諭が担任等と兼ねている学校も多く見られることから、児童生徒の観察や組織的対応が難しい状況も伺える。教員不足の解消に向け、教員志望者に対し相模原市の教育に興味や関心を持っていただけるように情報発信を行い、校内支援体制の充実に努めていただきたい。

イ 他機関との連携

いじめにより、心に傷を負った児童生徒のケアにあたっては、医療機関でカウンセリングを実施する際に、学校と医療機関が連携し、対応することにより、心の傷が早く癒えることもある。いじめに関係する児童生徒の支援等を行うにあたり、市は、学校と他機関との連携が図れるよう努めていただきたい。

諮問事項 2

市立小中学校等が令和5年度に実施したいじめ防止等の施策の実施状況の検証について

(1) いじめの未然防止

ア 積極的な児童生徒指導への転換

いじめ事案のみならず、児童生徒指導において事後対応型の「即応的・継続的（リアクティブ）な生徒指導」が多く見られ、これにより教職員の多忙化を招いていることも考えられる。改定された生徒指導提要にもあるが、積極的な先手型の「常態的・先行的（プロアクティブ）な生徒指導」へ転換することが、いじめの未然防止につながる。児童生徒の成長を促し、自己実現を支えていく学級・学校づくりを進めていただきたい。

イ 人権感覚を高めるための取組

児童生徒が一人ひとりにある人権について理解し、他の児童生徒との触れ合うことが、自他の違いを認め合うことにつながり、結果としていじめの未然防止につながる。

人権の理解を深めるうえで、人権作文の課題等、児童生徒が自ら人権と向き合う場面を設けることも重要であり、人権教育が効果的なものとなるよう、取組の検証を行いながら、人権教育をより推進していただきたい。

(2) いじめの早期発見

ア アンケートの活用

教職員は日頃から児童生徒の観察や面談等を通じて、児童生徒理解に努めているが、アンケート調査と併用することにより、より多角的な児童生徒理解につながり、いじめの早期発見にも有効である。

アンケート実施に際し、児童生徒にとっていじめの訴えを書くことの精神的な負担にも考慮し、安心して取り組めるような配慮や、いじめの初期段階での困りが引き出せるように、アンケート内容については、教育委員会と連携し見直していくことが必要である。

(3) いじめへの対処

ア 組織的対応による対処及び教育委員会との連携

いじめへの対処を行う中で、初期対応が要であり、いじめの疑いの段階でいち早く調査し、組織的に情報共有を行うことが重要である。そのためにも、学校いじめ防止基本方針で、情報共有のための報告経路を明確に定めるとともに、教育委員会への報告についても、助言及び指導を受け、速やかに対応ができるよう、日頃からの連携を密に取っていただきたい。

以 上

4. 資料

相模原市子どものいじめに関する審議会委員名簿

任期：令和6年6月20日から令和8年6月19日まで

選出区分	氏名	推薦母体 (所属・役職等)
医 師	稲田 健	北里大学健康管理センター (北里大学医学部精神科学 主任教授)
学識経験のある者	藤原 寿幸	(横浜国立大学大学院教育学研究科 准教授)
	竹下 昌之	相模女子大学 (相模女子大学・専務理事)
法律に関し知識経験を有する者	田口 幸子	神奈川県弁護士会 (田口法律事務所)
子どもの発達及び心理に関し知識経験を有する者	稲富 正治	神奈川県臨床心理士会 (川崎こころのケアセンター センター長)
市内の公益的活動を行う団体から推薦された者	栗木 美穂	相模原市PTA連絡協議会
	大澤 恵子	相模原市スポーツ少年団・副本部長
	關山 長成	相模原人権擁護委員協議会
	大木 恵	相模原市自治会連合会・会計
市の住民	安藤 晴敏	市民公募
	深松 鉄男	市民公募
関係行政機関及び関係法人の職員	手塚 賢二	社会福祉法人中心会 (相模原南児童ホーム・副所長)

相模原市子どものいじめに関する審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、附属機関の設置に関する条例(昭和37年相模原市条例第17号)に基づき設置された相模原市子どものいじめに関する審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 医師
- (2) 学識経験のある者
- (3) 法律に関し知識経験を有する者
- (4) 子どもの発達及び心理に関し知識経験を有する者
- (5) 市内の公益的活動を行う団体から推薦された者
- (6) 市の住民
- (7) 関係行政機関及び関係法人の職員

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第5条 審議会の会議においては、市立学校の校長の代表者の出席を求め、その意見又は説明を聴くものとする。ただし、議事の内容によりその出席を要しないと認める場合は、この限りでない。

- 2 前項に規定するもののほか、審議会の会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第6条 審議会は、その所掌事項に係る専門的事項を調査審議させるため、部会を置くことができる。

(会議の招集の特例)

第7条 委員の任期満了後最初の審議会の会議の招集は、第4条第1項の規定にかかわらず、教育長が行う。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、人権教育事務主管課で処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行後最初の審議会の会議は、教育長が招集する。

附 則

この規則は、令和6年6月20日から施行する。